解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月六日開催の理事会の議決を経て、同年三月二十二日に経済産業大臣の認可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都港区芝公園三丁目五番八号機械振興会館B一〇八

財団法人クリーン・ジャパン・センター

代表清算人　小島　襄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都港区新橋四丁目九―一

財団法人都市経済研究所

清算人　小林章次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十六日開催の社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

東京都西多摩郡奥多摩町留浦一二〇〇番地

社団法人奥多摩湖愛護会

代表清算人　岡部　幸雄

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

横浜市神奈川区鳥越三八番地

財団法人国際仏教交流センター

代表清算人　岡野　鄰子

解散公告（第三回）

当組合は平成二十四年三月二十八日神奈川県小田原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

神奈川県小田原市小船一〇〇七番地

小田原市小船森土地区画整理組合

清算人代表　梅津　勝利

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

新潟市中央区新光町五番地一

社団法人新潟県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　須崎　涼典

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

富山県富山市新桜町六番四号

財団法人富山県公営企業振興団

清算人　山田　和明

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第三十六条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

富山県中新川郡立山町吉峰野開一二番地

財団法人立山グリーンパーク

清算人　舟﨑　邦雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の第二回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

静岡県熱海市水口町四番一八号

社団法人熱海市歯科医師会

代表清算人　渓　良文

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年三月三十日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大阪市浪速区難波中三丁目一番一三号

大阪市難波土地区画整理組合

清算人代表　山中　諄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

大阪市旭区中宮五丁目五番九号

社会福祉法人旭わかば作業所

清算人　山上　一栄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

神戸市西区白水二丁目一二番二〇号

特定非営利活動法人ハートピア

清算人　田淵　哲也

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

兵庫県小野市神明町二三五番地の三

財団法人小野市福祉公社

清算人　井上　嘉之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

広島県府中市木野山町七一八番地の四

社団法人協和有線放送電話協会

代表清算人　田中　勝之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

香川県高松市西内町一〇番一七号

社団法人香川県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　田中　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十五日

福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈一三番地二〇八

特定非営利活動法人野のはな

代表清算人　手柴　國子